

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正 新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方消費税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第7 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第8 <u>地方消費税の用途</u></p> <p>第5章～第18章 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 道府県民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 通則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1 納税義務者</p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信</p> | <p>(目次)</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方消費税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1～第7 略</p> <p>第5章～第18章 略</p> <p style="text-align: center;">第2章 道府県民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 通則</p> <p style="padding-left: 40px;">第1 納税義務者</p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合_____、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信</p> |

託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。

（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。）所在の道府県において課されるものであること。

（3）及び（4） 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

（1）居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除して

託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。

（法24①・⑤）

なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。）所在の道府県において課されるものであること。

（3）及び（4） 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

（1）居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合において、一定の期間内に買換資産（買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。）の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除して

もなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成27年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2)及び(3) 略

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

もなお控除することができない額をいうものであること。（法附則4①I）

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産（以下この項において「譲渡資産」という。）の譲渡（親族等に対するものを除く。）をした場合（一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。）における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。（法附則4の2①I）

(2)及び(3) 略

第11 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成10年1月1日から平成25年12月31日までの間にした土地の譲渡等については、法附則第33条の3第1項の特例措置は適用されないことに留意すること。（法附則33の3④）

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。40の3(1)において同じ。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8、令附則5の2①）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。_____）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2)及び(3) 略

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項の規定により中間申告をする場合の前事業年度分又は前連結事業年度分として事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）又は連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度又は前連結事業年度に係る法人税割額には、前事業年度に係るものにあつては租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであり、前連結事業年度に係るものにあつては個別帰属特別控除取戻税額等に係る部分は含まれないものであることに留意すること。（法53①前段・②、令8の6①・⑥・8の8、令附則5の2①）したがって、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分又は前連結事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、当該法人税割額の合計額に前事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の

課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

44の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は

課税標準である法人税額に対する租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を、前連結事業年度に係るものにあつては当該法人税割額の課税標準である個別帰属法人税額に対する個別帰属特別控除取戻税額等の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとすること。

44の2 法第53条第2項に規定する連結法人に係る予定申告書について、次に掲げる場合には、その提出を要しないものであること。(法53②)

(1) 連結法人の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項_____、第68条の15第5項、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の6倍の金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合(令8の9①)

(2) 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの(当該金額のうち租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は

第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 略

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(2)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち

第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額の6倍の金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令8の10①）

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額_____

_____を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53④）

(1) 略

(2) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額_____

_____を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額_____から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額はないものであるから留意すること。

なお、各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業年度若しくは連結事業年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度若しくは各連結事業年度（以下(2)において「前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち

令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7②)

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑦)

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下(3)及び(5)において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人((5)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度((5)において「前3年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。(令9の7⑧～⑰)

ア及びイ 略

(4) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除す

令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度又は連結事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7②)

また、各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度又は連結事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額 _____ を超える場合は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第5項に規定する額を当該事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。(令9の7⑤)

なお、次に掲げる事業年度又は連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(3) 内国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下(3)及び(5)において「適格合併等」という。)により被合併法人、分割法人又は現物出資法人((5)において「被合併法人等」という。)から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度((5)において「前3年内事業年度等」という。)の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。(令9の7⑥～⑱)

ア及びイ 略

(4) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割の額を超えるため控除す

ることができなかつた額（以下(4)及び(5)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。

(令9の7⑳)

(5) 令第9条の7第19項に規定する所得等申告法人（以下(5)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7㉑～㉒）

ア及びイ 略

50 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の6⑥・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②）

(2)～(5) 略

(6) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法42の10②・③）

(7) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額（措置法42の10⑤）

(8)～(12) 略

ることができなかつた額（以下(4)及び(5)において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。

(令9の7㉑)

(5) 令第9条の7第17項に規定する所得等申告法人（以下(5)において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令9の7㉓～㉔）

ア及びイ 略

50 法人税割の課税標準である法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のものをいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法23①IV）

(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤_____・8の3⑤・9の2④_____・41の12④_____・42②）

(2)～(5) 略

(6)～(10) 略

(13) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法42の12の5、法附則8⑪）

50の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）、第68条の14及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ、法附則8④）

(1)～(4) 略

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は税額控除限度超過額の繰越控除（措置法68の14②・③）

(6)～(9) 略

(10) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（中小企業者等に係るものを除く。）（措置法68の15の6、法附則8⑫）

50の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、法附

50の3 調整前個別帰属法人税額とは、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）_____及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の負担額として帰せられる金額から当該相当する金額を差し引いた額）に次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額を加算した額をいい、連結法人の法人税法第81条の18第1項の規定により計算される法人税の減少額として帰せられる金額がある場合にあっては、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額から当該法人税の減少額として帰せられる金額（租税特別措置法第68条の9（同条第6項又は第7項の規定により控除された金額を除く。）_____及び第68条の15の規定により加算された金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額がある場合にあっては、当該法人税の減少額として帰せられる金額に当該相当する金額を加算した額）を差し引いた額をいうものであること。（法23①IVのⅢ、法附則8④）

(1)～(4) 略

(5)～(8) 略

50の4 個別帰属特別控除取戻税額等とは、次に掲げる金額のうち当該連結法人に係る金額に相当する金額の合計額をいうものであること。（法23①IVのIV、法附

則8④、令6の23)

- (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額 (措置法68の10⑤)
- (2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額 (措置法68の11⑫)
- (3)～(6) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること_____。(法53⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の13・8の17・8の20・8の23、令附則5の2③)

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)の所得の算定については、次の諸点に留意すること。(法72の23①・②)

(1) 略

ア～ケ 略

コ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の場合にあつては、同法第20条の規定に基づく療育の給付_____

則8④、令6の23)

- (1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額 (措置法68の9⑩)
- (2) 中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除額がある場合の連結納税の承認の取消しによる取戻税額 (措置法68の11⑤)
- (3)～(6) 略

54 53、53の2及び53の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであることに留意すること。(法53⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令8の13・8の17・8の20・8の23、令附則5の2③)

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

4の7の5 法第72条の23第1項ただし書及び第2項の規定による医療法人又は医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)の所得の算定については、次の諸点に留意すること。(法72の23①・②)

(1) 略

ア～ケ 略

コ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の場合にあつては、同法第20条の規定に基づく療育の給付及び同法第20条第2項の規定に基づく医療の給付

サ 略

(2)～(15) 略

(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）の規定によって特定医療費を支給することとされる指定特定医療とは、同法第5条の規定に基づき特定医療費を支給することとされる支給認定に係る指定難病の患者が指定医療機関から受けた指定特定医療をいい、児童福祉法の規定によって小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる指定小児慢性特定疾病医療支援とは、同法第19条の2の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療機関から受けた指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。この場合において、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額とは、特定医療費又は小児慢性特定疾病医療費として都道府県等が支給し、又は支払うべきものに限らず、当該指定特定医療又は指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として難病の患者に対する医療等に関する法律又は児童福祉法の規定により定める金額のうち、指定難病の患者等又は当該小児慢性特定疾病児童等の保護者が負担する額を加えた金額が課税標準上の特例の適用を受けるものであること

。

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第12項、第68条の13第4項、第68条の14第5項、第68条の15第5項

サ 略

(2)～(15) 略

6の10 連結法人については、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、次に掲げる場合には、中間申告書の提出を要しないものであること。（法72の26⑦・⑧）

(1) 連結法人の当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第81条の2第1項第2号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第68条の9第11項、第68条の10第5項、第68条の11第5項、第68条の13第4項_____、第68条の15第5項

、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 地方消費税に係る徴収取扱費の支払については、次の諸点に留意すること。

(1) _____ 貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法第72条の103第3項の規定により道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法第72条の104の規定により貨物割に係る還付金等が還付された場合にあっては当該還付金等に相当する額を控除し、法第72条の105第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあっては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.50を乗じて得た金額を、国からの通知があった日から30日以内に支払うものであること。（法72の113）

、第68条の15の4第5項、第68条の67第1項、第68条の68第1項若しくは第8項又は第68条の69第1項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の6）

(2) 連結法人の当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第74条第1項第2号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第5項、第42条の9第4項_____、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額が10万円以下である場合又は当該金額がない場合（令24の7）

第4章 地方消費税

第5 徴収取扱費

9 _____

_____ 地方消費税に係る徴収取扱費については、貨物割にあっては国から通知された令第35条の17第1項に規定する徴収取扱費基礎額 _____

_____に100分の0.55を乗じて得た金額を、_____

(2) 譲渡割にあつては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額（同項に規定する徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の6第3項の規定により道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第9条の7の規定により譲渡割に係る還付金等が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第9条の8第2項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の17分の10に相当する額）に100分の0.45を乗じて得た金額を、_____国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（_____法附則9の14）

(3) なお、9(1)及び(2)による徴収取扱費の算定については、平成26年3月から5月までの徴収取扱費算定期間から適用されることとなるほか、「17分の10」とあるのは「12分の10」となることに留意すること。また、平成26年3月から5月までの徴収取扱費算定期間においては、3月分については改正前の算定方法、4月から5月分については9(1)及び(2)の算定方法を適用し、それぞれの算定方法により算定した額の合算額を徴収取扱費とすることに留意すること。（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）附則3）

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の10に相当する額（_____法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第72条の114第4項に規定する額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府

_____ 譲渡割にあつては国から通知された令附則第6条の11第1項に規定する徴収取扱費基礎額_____

_____に100分の0.35を乗じて得た金額を、それぞれ国からの通知があつた日から30日以内に支払うものであること。（法72の113、法附則9の14）

第6 地方消費税の清算

10 _____

_____ 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額_____に相当する額（当該期間内に法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額）を、各道府県ごとの消費に相当する額（法第72条の114第3項に規定する額をいう。）に応じてあん分し、当該あん分した額のうち他の道府県に係る額に相当する額を他の道府

、当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数で按分して交付するものであること。（法72の115①・③、法附則9の15）

(2) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の7に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し、人口で按分して交付するものであること。（法72の115②、法附則9の15）

(3) 平成26年度において、11(1)中「17分の10」とあるのは「12分の10」と、11(2)中「17分の7」とあるのは「12分の2」となることに留意すること。（地方税法等改正法附則7）

第8 地方消費税の用途

12 地方消費税の用途については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額の合算額の17分の7に相当する額に、10(2)の清算により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額から11(2)により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものであること。（法72の116①）

(2) 市町村（特別区を含む。）は、11(2)により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会

、当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し、その額の2分の1の額を人口で、他の2分の1の額を従業者数であん分して交付するものであること。（法72の115 _____、法附則9の15）

福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものであること。(法72の116②)

(3) 法第72条の116に規定する引上げ分に係る地方消費税の上記社会保障施策に要する経費への充当については、予算書や決算書の説明資料等に明示することにより、住民に対して周知することが適当であること。使途の明確化に当たっては、「引上げ分に係る地方消費税の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)を参照すること。

(4) 平成26年度において、12(1)中「17分の7」とあるのは、「12分の2」となることに留意すること。(地方税法等改正法附則7)

第5章 不動産取得税

第1 納税義務者及び課税客体

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。(法73)

(1) 略

(2) 家屋の範囲については、固定資産税にいう家屋又は不動産登記法(平成16年法律第123号)上の建物(ただし、不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)附則第3条第3号の規定により各登記所について法務大臣が指定する登記用紙の表題部の改製及び新設を完了すべき期日までは家屋台帳法にいう家屋)の意義と同一であり、屋根及び周壁を有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものをいうものであるが、次の事項に留意すること。(法73Ⅲ)

(3)～(7) 略

3 不動産の「取得」の認定については、次の諸点に留意すること。(法73の2)

(1)及び(2) 略

(3) 不動産の取得の時期は、契約内容その他から総合的に判断して現実に所有権を取得したと認められるときによるものであり、所有権の取得に関する登記の有

2 不動産取得税の課税客体は不動産の取得であるが、「不動産」の意義については、次の諸点に留意すること。(法73)

(1) 略

(2) 家屋の範囲については、固定資産税にいう家屋又は不動産登記法_____上の建物(ただし、不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)附則第3条第3号の規定により各登記所について法務大臣が指定する登記用紙の表題部の改製及び新設を完了すべき期日までは家屋台帳法にいう家屋)の意義と同一であり、屋根及び周壁を有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものをいうものであるが、次の事項に留意すること。(法73Ⅲ)

(3)～(7) 略

3 不動産の「取得」の認定については、次の諸点に留意すること。(法73の2)

(1)及び(2) 略

(3) 不動産の取得の時期は、契約内容その他から総合的に判断して現実に所有権を取得したと認められるときによるものであり、所有権の取得に関する登記の有

無は問わないものであること。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）の適用を受ける農地又は採草放牧地を承継取得した場合は、同法第3条第1項又は第5条第1項の規定による許可があった日又は同項第6号の規定による届出の効力が生じた日前においては、その取得はないものであること。（法73の2①）

なお、農地法の適用を受ける農地等であるか否かについては、登記簿の地目によるものではなく、現況主義によることとされているものであること。

おって、その認定につき疑義がある場合には、農地関係部局と連絡をとられたいこと。

9 新築住宅又は法第73条の14第3項に規定する耐震基準適合既存住宅（22において「耐震基準適合既存住宅」という。）に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。（法73の14④）

10 公営住宅及びこれに準ずる住宅とは、公営住宅法（昭和26年法律第193号）にいう公営住宅及び地方団体が国の補助を受けないで建設し、その住民に賃貸する住宅若しくはいわゆる引揚者住宅又は戦災者住宅をいうものであること。（法73の14⑤）

12 土地収用法（昭和26年法律第219号）等の規定により土地若しくは家屋を収用することができる公共事業の用に供するため不動産を収用され補償金を受けた者、公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わって取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年以

無は問わないものであること。ただし、農地法_____の適用を受ける農地又は採草放牧地を承継取得した場合は、同法第3条第1項又は第5条第1項の規定による許可があった日又は同項第6号の規定による届出の効力が生じた日前においては、その取得はないものであること。（法73の2①）

なお、農地法の適用を受ける農地等であるか否かについては、登記簿の地目によるものではなく、現況主義によることとされているものであること。

おって、その認定につき疑義がある場合には、農地関係部局と連絡をとられたいこと。

9 新築住宅又は既存住宅_____に係る課税標準の特例措置は、これらの住宅の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、これは課税上の事務処理の円滑化を図る等の趣旨によるものであること。（法73の14④）

10 公営住宅及びこれに準ずる住宅とは、公営住宅法_____にいう公営住宅及び地方団体が国の補助を受けないで建設し、その住民に賃貸する住宅若しくはいわゆる引揚者住宅又は戦災者住宅をいうものであること。（法73の14⑤）

12 土地収用法_____等の規定により土地若しくは家屋を収用することができる公共事業の用に供するため不動産を収用され補償金を受けた者、公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に、これらの者が公共事業を行う者に代わって取得する不動産で、その者によりその譲渡を受けてこれを当該公共事業の用に供する旨の証明がされたものを譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から2年以

内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の価格から被収用不動産等の価格を控除するものとされているが、「代わるもの」であるかどうかの認定に当たっては、必ずしも土地には土地、家屋には家屋というように物理的な代替性のみにとらわれることなく、被収用者の生業等の実態に即して判断すべきものであること。

なお、「公共事業」とは、土地収用法第3条各号に掲げる事業又は他の法律の規定によって土地若しくは家屋を収用することができる事業をいい、必ずしも土地収用法又は他の法律の規定において収用することができる事業として認定を受けた事業であることを要しないものであること。また、「公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」及び「当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」とは、収用され又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋の所有者であって、当該家屋の立退きを余儀なくされたことによって当該家屋に係る移転の補償金を受けた者であり、したがって、当該家屋の借家人等についてはこの特例規定は適用されないものであることに留意すること。（法73の14⑥、令38）

13 令第39条の2第1項の「施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第71条第1項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があること」とは、具体的には例えば次に掲げるような事情がある場合をいうものであること。

（1）都市再開発法第71条第1項の申出をした者（以下この項において「申出人」という。）の当該権利変換に係る建築物が、都市計画法（昭和43年法律第100号）の地域地区における建築基準法の用途の制限に触れることにより同法第3条第2項の適用を受けていたものであるため、新たに建築する場合には、同法及び同法に基づく条例の規定により、従前の建築物と同じ用途に供する建築物を

内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合には、当該不動産の価格から被収用不動産等の価格を控除するものとされているが、「代わるもの」であるかどうかの認定に当たっては、必ずしも土地には土地、家屋には家屋というように物理的な代替性のみにとらわれることなく、被収用者の生業等の実態に即して判断すべきものであること。

なお、「公共事業」とは、土地収用法第3条各号に掲げる事業又は他の法律の規定によって土地若しくは家屋を収用することができる事業をいい、必ずしも土地収用法又は他の法律の規定において収用することができる事業として認定を受けた事業であることを要しないものであること。また、「公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」及び「当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者」とは、収用され又は譲渡した土地の上に建築されていた家屋の所有者であって、当該家屋の立退きを余儀なくされたことによって当該家屋に係る移転の補償金を受けた者であり、したがって、当該家屋の借家人等についてはこの特例規定は適用されないものであることに留意すること。（法73の14⑥、令38）

13 令第39条の2第1項の「施設建築物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状況等につき、都市再開発法_____第71条第1項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があること」とは、具体的には例えば次に掲げるような事情がある場合をいうものであること。

（1）都市再開発法第71条第1項の申出をした者（以下この項において「申出人」という。）の当該権利変換に係る建築物が、都市計画法_____の地域地区における建築基準法の用途の制限に触れることにより同法第3条第2項の適用を受けていたものであるため、新たに建築する場合には、同法及び同法に基づく条例の規定により、従前の建築物と同じ用途に供する建築物を

建築することができなくなること。

(2)～(4) 略

建築することができなくなること。

(2)～(4) 略

14 令第39条の2第2項の「既存住宅区、集合農地区又は施設住宅の規模、換地設計又は環境等につき、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第74条第3項の申出をした者の従前の生活又は事業を継続することを困難又は不相当とする事情があること」とは、具体的には例えば次に掲げるような事情がある場合をいうものであること。

(1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第74条第3項の申出をした者（以下この項において「申出人」という。）の所有する当該換地処分に係る土地の上に存する建築物が都市計画法の地域地区における建築基準法の用途の制限等に触れることにより同法第3条第2項の適用を受けていたものであるため、新たに建築する場合には、同法及び同法に基づく条例の規定により、従前の建築物と同じ用途に供する建築物等を建築することができなくなること。

(2) 申出人が当該換地処分に係る住宅街区整備事業の施行地区（以下この項において「施行地区」という。）内において施設住宅等の保安上危険であり、又は衛生上有害である事業を営んでいること。

(3) 申出人が施行地区内において居住する者の生活又は施行区域内における事業に対し著しい支障を与える事業（騒音、振動、悪臭等を生ずるもの）を営んでいること。

(4) 換地計画において既存住宅区又は集合農地区が設定されなかったこと、既存住宅区又は集合農地区の面積が不足していること等の理由により、申出人について既存住宅区又は集合農地区への換地が定められなかったこと。

なお、申出人に上記の事情があるかどうかの認定は、住宅街区整備事業の施行者が行うものとされているので、市街地再開発事業における場合と同様、申出人が法第73条の18の申告等をする際に、施行者のその旨を証する書類を添付さ

1.4 法附則第11条第1項に規定する「農用地区域内にある土地」とは、農用地区域内にある農地、採草放牧地、混牧林地及び農道、かんがい排水施設等の農地保全利用施設の敷地のほかに、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第4項の農用地利用計画において今後これらの農用地等として開発されることが予定されている山林、原野等が含まれるものであること。（法附則11①）

1.5 法附則第11条第12項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則11⑫、令附則7⑭～⑯）

(1) 略

(2) 農業協同組合等が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第9号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条第1項第4号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第5号若しくは第7号に掲げるものの貸付けを受けて取得する保管又は加工の用に供する家屋をいうものであり、卸売場建物、仲買売場建物等の施設の用に供する家屋を含まないものであること。

1.6 家屋のうちに住宅部分とそれ以外の部分とがある場合における家屋の価格の算定については、住宅部分とそれ以外の部分とに区分してそれぞれ算定するものとし、区分の困難な共用部分については、住宅部分とそれ以外の部分とのそれぞれの床面積等により按分して算定するのが適当であること。この場合において、住宅部分とそれ以外の部分とに区分して価格を算定することが困難である家屋については、当該家屋の価格をそれぞれの床面積等により按分して算定することが適当であること。

1.7 略

せるものであること。（法73の14⑧）

1.5 法附則第11条第1項に規定する「農用地区域内にある土地」とは、農用地区域内にある農地、採草放牧地、混牧林地及び農道、かんがい排水施設等の農地保全利用施設の敷地のほかに、農業振興地域の整備に関する法律_____第8条第4項の農用地利用計画において今後これらの農用地等として開発されることが予定されている山林、原野等が含まれるものであること。（法附則11①）

1.6 法附則第11条第12項の課税標準の特例規定が適用されるのは、農業協同組合等特定の者が取得する保管、生産又は加工の用に供する家屋及び共同計算センターに限られるものであるが、その取扱いに当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則11⑫、令附則7⑭～⑯）

(1) 略

(2) 農業協同組合等が株式会社日本政策金融公庫法_____別表第1第9号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法_____第19条第1項第4号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令_____第2条第5号若しくは第7号に掲げるものの貸付けを受けて取得する保管又は加工の用に供する家屋をいうものであり、卸売場建物、仲買売場建物等の施設の用に供する家屋を含まないものであること。

1.7 家屋のうちに住宅部分とそれ以外の部分とがある場合における家屋の価格の算定については、住宅部分とそれ以外の部分とに区分してそれぞれ算定するものとし、区分の困難な共用部分については、住宅部分とそれ以外の部分とのそれぞれの床面積等によりあん分して算定するのが適当であること。この場合において、住宅部分とそれ以外の部分とに区分して価格を算定することが困難である家屋については、当該家屋の価格をそれぞれの床面積等によりあん分して算定することが適当であること。

1.8 略

18 略

19 略

20 略

21 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17④）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

22 新築の特例適用住宅又は耐震基準適合既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

23 法第73条の27の2第1項の規定の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法73の27の2、則7の7）

(1) この規定の適用を受けようとする個人が、法第73条の27の2第1項に規定する耐震基準不適合既存住宅（ア及び（2）において「耐震基準不適合既存住宅」という。）を取得した日から6月以内に、次に掲げる全てを完了させること。

ア 当該耐震基準不適合既存住宅に法第73条の27の2第1項に規定する耐震改修（（2）において「耐震改修」という。）を行うこと。

19 略

20 略

21 略

22 新築の特例適用住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の運用については、次の諸点に留意すべきものであること。（法73の24、法附則10の2②、令附則6の17④）

(1)～(3) 略

(4) 土地を取得した日から2年以内（土地の取得が平成16年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときに限り、3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、4年）以内）に特例適用住宅が新築されたかどうか又は土地を取得した日前1年の期間内に特例適用住宅が新築されていたかどうかの認定については、その実態に応じて判断すること。

(5)～(7) 略

23 新築の特例適用住宅又は既存住宅_____の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置は、当該土地の取得者が当該道府県の条例で定めるところにより申告をした場合に限り適用されるものであるが、この申告制度の趣旨については、9と同様であること。

イ 当該住宅が法第73条の27の2第1項に規定する耐震基準に適合することにつき規則第7条の7で定めるところにより証明を受けること。

ウ 当該住宅をその者の居住の用に供すること。

(2) 耐震基準不適合既存住宅について行う耐震改修は、この規定の適用を受けようとする個人が当該住宅を自己の居住の用に供する前に完了させること。

第9章 軽油引取税

第2節 徴収

第7 事業の開廃等の届出等

28 事業の開廃等の届出

略

(1)～(2) 略

(3) 略

ア及びイ 略

ウ 元売業者の氏名又は名称の異動や元売業者の主たる事務所又は事業所の所在地の異動については、総務省告示により公示する事項である。このため、異動の届出があった場合、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該届出が前記事項に係る届出に該当するかどうかを厳正に確認のうえ、当該届出に係る届出書を直ちに総務大臣に提出すること。

第11章 鉱区税

1 鉱区税の納税義務者は、鉱業権者であるが、鉱業法（昭和25年法律第289号）第20条及び第42条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含むこととされていることに留意すること。

2 略

3 試掘鉱区に係る鉱区税の徴収を確保するため鉱業法第19条、第29条第1項及び第41条第3項の規定が設けられているが、その運営に当たっては、次の諸点に留意すること。

第9章 軽油引取税

第2節 徴収

第7 事業の開廃等の届出等

28 事業の開廃等の届出

略

(1)～(2) 略

(3) 略

ア及びイ 略

第11章 鉱区税

1 略

2 試掘鉱区に係る鉱区税の徴収を確保するため鉱業法（昭和25年法律第289号）第19条の規定が設けられているが、その運営に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 試掘権者が試掘権の延長の許可又は試掘権から採掘権への転願の許可を申請したときは、経済産業大臣又は経済産業局長は、当該申請に係る試掘権について、現に鉱区税を滞納している場合（ただし、天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）においては、許可をしてはならないものとされていること。ここに「天災その他やむを得ない事由」とは、天災その他これに類する事由をいうものであること。

(2) 次に掲げる願書又は申請書には、試掘鉱区につき現に鉱区税を滞納していないことを証明する書類又は現に鉱区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面（以下（2）及び（3）において「納税証明書等」という。）を添付して提出しなければならないこととされていることから、試掘権者が道府県知事に対し納税証明書等を請求した場合においては遅滞なく納税証明書等を発行すること。

ア 鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）に規定する様式第2による願書

イ 鉱業法施行規則に規定する様式第13による申請書

ウ 鉱業法施行規則に規定する様式第13の3による申請書

(3) 現に鉱区税を滞納しているか否かの事實は、納税証明書等の請求があったときにおける現況により判断すること。ただし、納税証明書等の請求があったときにおいて試掘権者の試掘鉱区に係る鉱区税の納期が切迫している場合においては、その旨を経済産業大臣又は経済産業局長に通知し、当該納期を経過した後速やかに滞納の有無を経済産業大臣又は経済産業局長に通知するものとする。

(1) 試掘権者が試掘権の延長の許可又は試掘権から採掘権への転願の許可を申請したときは、経済産業局長は、当該申請に係る試掘権について、現に鉱区税を滞納している場合（ただし、天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）においては、許可をしてはならないものとされていること。ここに「天災その他やむを得ない事由」とは、天災その他これに類する事由をいうものであること。

(2) 鉱業法施行規則（昭和26年通商産業省令第2号）第4条の2の規定により、試掘権者がその試掘鉱区において採掘権の設定の出願をしようとするときは、この出願の願書に、当該試掘鉱区につき現に鉱区税を滞納していないことを証明する書面又は現に鉱区税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する書面（以下「納税証明書」という。）を添付して提出しなければならないことになっているので、試掘権者が道府県知事に対し納税証明書を請求した場合においては遅滞なく納税証明書を発行すること。

(3) 現に鉱区税を滞納しているか否かの事實は、納税証明書の請求があったときにおける現況により判断すること。ただし、納税証明書の請求があったときにおいて試掘権者の試掘鉱区に係る鉱区税の納期が切迫している場合においては、その旨を経済産業局長に通知し、当該納期を経過した後速やかに滞納の有無を経済産業局長に通知するものとする。